

## 第5章 不正行為を行った企業に対する措置要領について

JICAは、資金協力事業において、腐敗又は不正行為に関与したと認められる者に対して行う措置を「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程」に定めています。

(<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000943.htm>)

JICAは、契約の受注者又は契約を受注しようとする者が、措置要件に該当する不正行為等に関与したことを認定した際は、当該不正行為等の内容及び当該資金協力事業の進捗状況等に照らし、明らかに発注者(被援助国)に対して不利益をもたらすと認められる場合を除き、当該契約の受注者等が当該契約の当事者となることを認めない、又は当該契約を資金協力の対象としないこととします。